

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層集合住宅等に設置される貯水槽に貯留された水道水を災害時に有効に利用するため、非常用給水栓を設置する場合における川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号。以下「給水条例」という。）第8条第1項の承認に係る基準及び手続並びに非常用給水栓の適正な維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「非常用給水栓」とは、給水条例第3条第3号に規定する中高層集合住宅等に設置される貯水槽（高置水槽を除く。以下同じ。）又はその流出管に設置する給水栓で、災害による断水時において貯水槽内の水道水を有効に利用することを目的とするものをいう。

(非常用給水栓の使用条件)

第3条 非常用給水栓は、地震その他の災害が発生したことにより、次に掲げる要件を全て満たす状況が生じた場合に限り使用できるものとする。

- (1) 市内の浄配水場からの水の供給が停止しているとき。
- (2) 電力の供給が停止され貯水槽の動力ポンプが作動しないとき。

(設置者及び管理責任者)

第4条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、非常用給水栓を維持管理する責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、様式第1号の届書により川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

- 2 設置者は、川口市水道事業給水条例管理要綱第22条第1項各号に規定する中高層集合住宅等における水道の給水に関する契約者と同一の者でなければならない。
- 3 設置者は、第1項の規定により提出した届書の記載内容に変更があった場合には、速やかに様式第1号の届書により変更の届出をしなければならない。

(非常用給水栓の設置に係る給水装置工事の承認要件)

第5条 非常用給水栓を設置する給水装置に係る給水条例第8条第1項の承認は、川口市水道事業給水条例施行規程（平成15年水道局規程第5号。以下「給水規程」という。）第11条各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えている場合に限り行うものとする。

- (1) 貯水槽に非常用給水栓又は非常用給水栓用の流出管を取り付ける場合は、貯水槽の有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (2) 非常用給水栓の取付個数は、1の貯水槽につき1個とすること。
- (3) 非常用給水栓の位置は、貯水槽の周囲1メートル以内を原則とし、貯水槽の維

持管理を妨げない位置とすること。

- (4) 貯水槽と非常用給水栓の間に水道メーターを設置すること。
- (5) 非常用給水栓には、管理者が認めるところにより、通常時の使用を防止する措置を講じること。
- (6) 非常用給水栓は、第3条各号に掲げる要件を全て満たした場合に使用可能である旨を表示した看板（縦300ミリメートル、横100ミリメートル以上の腐食や破損の恐れがない材質のもの）を見やすい場所に掲示すること。
- (7) 管理者に対し、次に掲げる事項を誓約すること。
 - ア 貯水槽利用者に非常用給水栓の設置及び利用条件等について定期的に周知すること。
 - イ 管理者が必要に応じ非常用給水栓の管理状況の点検を行うことを承諾し、これに協力すること。
 - ウ その他この要綱の規定を遵守すること。

（非常用給水栓の設置に係る事前協議）

第6条 設置者は、非常用給水栓を設置しようとするときは、あらかじめ様式第2号の申請書により、非常用給水栓の設置の可否について管理者と協議し、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による協議には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 様式第1号の届書
 - (2) 案内図
 - (3) 様式第3号及び様式第4号の配管図
 - (4) 様式第5号の誓約書
 - (5) 非常用給水栓に設置する通常時の使用を防止する措置
 - (6) 前条第6号に規定する周知のための看板の詳細な内容を記載した書面
 - (7) その他管理者が必要と認める書類
- 3 管理者は、協議の結果を様式第6号の書面により設置者に通知する。
- 4 設置者は、非常用給水栓の設置位置及び構造等の内容に変更が生じた場合は、再度管理者と協議し、その承諾を得なければならない。この場合において、第2項に規定する従前の書類に変更がないものについては、その提出を省略することができる。
- 5 設置者は、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水条例第8条第1項の給水装置工事の承認を受けなければならない。

（非常用給水栓の設置に係る給水装置工事の承認の申込み）

第7条 設置者は、非常用給水栓を設置するため給水条例第8条第1項の承認を受けようとするときは、給水規程第9条第1項及び第2項に規定する書類のほか、前条第3項の書面の写しを管理者に提出しなければならない。

（設置工事に当たっての留意事項）

第8条 設置者は、非常用給水栓の設置工事を行うに当たっては、貯水槽本体又は流出管等の強度を損なうことのないよう川口市上下水道局指定給水装置工事事業者、貯水

槽の製造業者等と十分に調整するものとする。

- 2 設置者は、非常用給水栓の設置工事のしゅん工検査を受けるに当たっては、設置後の非常用給水栓が第5条第1号から第7号までに掲げる要件に適合する状況が確認できる写真及びしゅん工図面を管理者に提出しなければならない。

(非常用給水栓の適正な維持管理)

第9条 設置者は、第3条の規定に反し非常用給水栓が使用されないように、善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

- 2 管理責任者は、非常用給水栓の維持管理を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非常用給水栓が第5条第1号から第7号までに掲げる要件に適合する状態を維持すること。

- (2) 非常用給水栓の点検を行うときは、あらかじめ様式第7号の届書に非常用給水栓の点検前の状況が確認できる写真を添えて、管理者に提出すること。この場合において、点検時に通常時の使用を防止する措置を解除するとき又は非常用給水栓用の水道メーターを交換するときは、管理者と点検日を調整し、立会を求めること。

- (3) 非常用給水栓の点検を行ったときは、遅滞なく様式第8号の報告書に非常用給水栓の点検後の状況が確認できる写真を添えて、管理者に提出すること。

(非常用給水栓の使用)

第10条 設置者は、非常用給水栓を使用しようとするときは、残留塩素が基準値0.1mg/L以上であることを確認しなければならない。

- 2 設置者は、非常用給水栓を使用したときは、給水終了後、遅滞なく様式第9号の届書により、その旨を管理者に届け出なければならない。この場合において、通常時の使用を防止する措置を解除したときは、再度同様の措置を行い復旧後の写真を併せて提出しなければならない。

- 3 非常用給水栓の使用に当たっては、水道料金を徴収しない。

(管理状況の点検)

第11条 管理者は、第5条第7号イの規定により非常用給水栓の管理状況の点検を行ったときは、その結果及び改善を要する事項があった場合にあっては改善の指示を、様式第10号の書面により、設置者に通知する。

- 2 設置者は、前項の規定により改善を指示されたときは、速やかに改善を行い、その結果を指定された期日までに様式第11号の届書に非常用給水栓の改善後の状況が確認できる写真を添えて管理者に届け出なければならない。

(撤去)

第12条 管理者は、設置者がこの要綱の規定及び誓約した事項に反し、非常用給水栓の適正な維持管理を怠っている場合において、改善を指示してもこれに応じないときは、様式第12号の書面により、設置者に非常用給水栓の撤去を請求することができる。

- 2 設置者は、前項の規定により管理者から非常用給水栓の撤去を請求されたとき、又は非常用給水栓を必要としなくなったときは、速やかにこれを撤去しなければならない。
- 3 設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、様式第13号の届書に非常用給水栓を撤去した状況が確認できる写真を添えて、その旨を管理者に届け出なければならない。

(費用負担)

第13条 非常用給水栓の設置及び撤去並びにその点検、修繕その他維持管理に係る費用は、全て設置者がこれを負担する。

(損害賠償)

第14条 第3条の規定に反し非常用給水栓が使用され、又は設置者若しくは管理責任者が第9条の規定に反し非常用給水栓の適正な維持管理を怠ったことにより市が損害を生じたときは、管理者は、設置者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、設置者が善良な管理者の注意をもってしてもこれを防ぐことができなかつたと認められる場合は、この限りでない。

(書類の保管)

第15条 設置者は、非常用給水栓の設置及び維持管理に関する書類を、適切に保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、非常用給水栓の設置及び管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

非常用給水栓設置者及び管理責任者選定 (変更) 届

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
(代表者氏名)
氏 名 _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の設置者及び管理責任者を選定 (変更) したので、届け出ます。

設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
設 置 者	法人又は団体の名称	
	住 所	
	(代表者氏名) 氏 名	
	電話番号	()
管理責任者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	()

非常用給水栓設置事前協議申請書

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
(代表者氏名)
氏 名 _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の設置について事前協議を申請します。

設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
貯 水 槽	設置場所	<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内 (<input type="checkbox"/> 地上階、 <input type="checkbox"/> 地下)
	有効容量	_____立法メートル
給水栓の 取付位置 及び個数	取付位置	<input type="checkbox"/> 貯水槽壁面 <input type="checkbox"/> 流出管
	取付個数	<input type="checkbox"/> 1個 <input type="checkbox"/> 2個 (二槽式貯水槽の場合のみ)
協 議 者	法人名及び氏名	
	住 所	
	電話番号	
	担当者名	
添付書類	1 案内図 2 非常用給水栓配管図 (平面図、立面図) (様式第3、4号) 3 非常用給水栓誓約書 (様式第5号) 4 不正使用防止措置の仕様書、カタログ等 5 周知看板の詳細内容 6 その他 ()	

非常用給水栓配管図（平面図）

設置場所	住 所	川口市
	建物名称	

(平面図の作成について)・方位を記入すること。

- ・貯水槽、非常用給水栓用の配管・止水栓・水道メーター及び給水栓等を記入すること。
- ・周知看板の設置予定位置も記入すること。
- ・貯水槽から給水栓までを一定の縮尺で描き、各器具の区間毎に延長を表記すること。

非常用給水栓配管図（立面図）

設置場所	住 所	川口市
	建物名称	

(立面図の作成について)・立面図は30°又は45°のフルアイソメ画法で作図すること。
・厳密な縮尺は必要としないが、貯水槽から給水栓まで各器具の区間毎に延長を表記すること。

非常用給水栓誓約書

（あて先）川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
（代表者氏名）
氏 名 _____

非常用給水栓を設置するに当たり、非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定及び下記事項を遵守するとともに、これに反した場合は、川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示に従うことを誓約します。

記

設置場所	住 所	川口市
	建物名称	

【誓約事項】

- 1 非常用給水栓は、地震その他の災害が発生したことにより、市内の浄配水場からの水の供給が停止しているとき、かつ電力の供給が停止され貯水槽の動力ポンプが作動しない場合に限り使用します。
- 2 非常用給水栓には、通常時の使用を防止する措置を講じ適切に管理します。
- 3 住民等への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」などの看板（縦300ミリメートル、横100ミリメートル以上の腐食や破損の恐れがない材質のもの）を見やすい場所に掲示するとともに、貯水槽利用者へ非常用給水栓の設置と利用条件等の規則について定期的に周知を行います。
- 4 設置者、管理責任者及び連絡先等に変更があったときは、速やかに「非常用給水栓設置者及び管理責任者選定（変更）届」（様式第1号）により届出を行います。
- 5 非常用給水栓の設置位置及び構造等を変更する場合は、「非常用給水栓設置事前協議申請書（様式第2号）」及び必要書類により、管理者と再度協議し承諾を得てから給水装置工事の申込みを行います。
- 6 非常用給水栓の維持管理については、管理責任者を定め要綱第5条第1号から第6号までの規定に適合する状態を常に維持するよう、適切に行います。
- 7 非常用給水栓の点検を行うときは、管理責任者により、あらかじめ「非常用給水

栓点検届」(様式第7号)及び必要書類を提出します。また、点検後は、管理責任者により遅滞なく「非常用給水栓点検報告書」(様式第8号)により必要書類を添えて報告します。

- 8 非常用給水栓を使用したときは、給水終了後、遅滞なく「非常用給水栓使用届」(様式第9号)により必要書類を添えて報告します。
- 9 管理者の命により上下水道局職員が必要に応じ非常用給水栓の管理状況等を点検することを承諾し、これに協力するとともに、改善を指示されたときは、速やかに改善を行い、指示された期日までに「非常用給水栓改善届」(様式第11号)及び必要書類を提出します。
- 10 要綱第12条第1項の規定により非常用給水栓の撤去を請求されたとき、又は非常用給水栓を必要としなくなったときは、速やかに非常用給水栓を撤去します。
- 11 非常用給水栓を撤去したときは、「非常用給水栓撤去届」(様式第13号)及び必要書類を提出します。
- 12 要綱第3条の規定に反し非常用給水栓が使用され、又は設置者若しくは管理責任者が第9条の規定に反し非常用給水栓の適正な維持管理を怠ったことにより市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
- 13 対象建物又は給水装置の権利を第三者に売買又は譲渡する場合には、本誓約事項について継承します。

非常用給水栓設置協議結果通知書

様

川口市上下水道事業管理者

申請のありました非常用給水栓の設置について、次のとおり通知します。

申込年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
設置者	(代表者氏名) 氏 名	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
遵守事項	事前協議時に提出した誓約内容	
協議結果	<input type="checkbox"/> 非常用給水栓の設置を承諾します。 <input type="checkbox"/> 下記の理由により、非常用給水栓の設置は承諾できません。	
	(承諾しない理由) ・ ・ ・ ・ ・	
備 考		

非常用給水栓点検届

（あて先）川口市上下水道事業管理者

管理責任者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 () _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の点検を行いた
いので届け出ます。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
点検年月日	年 月 日 予定	
点検内容	・通常時の使用を防止する措置を解除 (<input type="checkbox"/> する / <input type="checkbox"/> しない) ・非常用給水栓用の水道メーターを交換 (<input type="checkbox"/> する / <input type="checkbox"/> しない)	
添付書類	下記の状況が確認できる写真を提出すること。 1 非常用給水栓用の水道メーターの数値が読み取れること。 2 非常用給水栓に通常時の使用を防止する措置が講じられていること。	

【非常用給水栓の点検における注意事項】

- 1 点検時に通常時の使用を防止する措置を解除するとき又は非常用給水栓用の水道メーターを交換するときは、上下水道事業管理者（上下水道局職員）と点検日を調整し、立会を求めること。
- 2 非常用給水栓の詰まり等を点検する際の流量は、必要最小限とすること。
- 3 点検後は、「非常用給水栓点検報告書（様式第8号）」を速やかに提出すること。
- 4 その他、この要綱の規定を遵守すること。

非常用給水栓点検報告書

（あて先）川口市上下水道事業管理者

管理責任者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 () _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の点検を行ったので報告します。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
点検年月日	年 月 日	
点検流量	非常用給水栓用 水道メーター	点検後のメーター値 _____ . _____ 立法メートル
所 見		
添付書類	下記の状況が確認できる写真を提出すること。 1 非常用給水栓用の水道メーターの数値が読み取れること。 2 非常用給水栓に通常時の使用を防止する措置が講じられていること。 3 住民等への周知看板が掲示されていること。	
備 考		

非常用給水栓使用届

（あて先）川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
（代表者氏名）
氏 名 _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓を使用したの
で届け出ます。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
使用条件 (要綱第3条)	災 害	<input type="checkbox"/> 地震 / <input type="checkbox"/> その他 ()
		発生 年 月 日 時 分頃
	断 水	確認 年 月 日 時 分頃
	停 電	確認 年 月 日 時 分頃
使用日時	給水開始	年 月 日 時から
	給水終了	年 月 日 時まで
使用水量	非常用給水栓用 水道メーター	使用後のメーター値 _____ . _____ 立法メートル
添付書類	下記の状況が確認できる写真を提出すること。 1 非常用給水栓用の水道メーターの数値が読み取れること。 2 使用後の非常用給水栓に通常時の使用を防止する措置が講じられていること。	

非常用給水栓立入点検結果及び改善指示通知書

様

川口市上下水道事業管理者

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の立入点検を行ったので通知します。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
点検年月日	年 月 日	
点 検 者		
所 見	<input type="checkbox"/> 適正に管理されていることを確認しました。 <input type="checkbox"/> 検査の結果、下記の改善指示について対応を求めます。	
改善指示	1 2 3 4 5	
改善期限	下記の期日までに改善指示への対応及び非常用給水栓改善届（様式第11号）を提出すること。 年 月 日	

非常用給水栓改善届

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
(代表者氏名)
氏 名 _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓を改善したので届け出ます。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
改善指示の 対応策	1 2 3 4 5	
完了年月日	年 月 日	
添付書類	改善した状況が確認できる写真を提出すること。	

非常用給水栓撤去請求書

様

川口市上下水道事業管理者

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓の撤去を請求します。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
請求理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条の規定に反し、非常用給水栓の不適正な使用があると認められたため。 <input type="checkbox"/> 非常用給水栓の設置後、要綱第 5 条各号の規定に不適合が認められたため。 <input type="checkbox"/> 要綱第 1 1 条の規定に基づく管理状況の点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日まで対応が講じられなかったため。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
備 考		

非常用給水栓撤去届

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

設置者 法人又は
団体の名称 _____

住 所 _____
(代表者氏名)
氏 名 _____

非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱の規定により、非常用給水栓を撤去したので届け出ます。

管理番号	第 号	
設置場所	住 所	川口市
	建物名称	
水栓番号	親メーター	第 号
撤去年月日	年 月 日	
添付書類	非常用給水栓を撤去した状況が確認できる写真を提出すること。	
備 考		